

鳥取県  
東京本部

# アンテナショップ 催事出展支援金のご案内

鳥取県内の小規模事業者の方が、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」において出展販売及び催事出展をされた場合、以下のとおり支援金を交付いたしますので、ご活用ください。

## 交付対象者

- ・従業員20名以下の食品製造事業者、生産加工グループ、民芸事業者等の小規模事業者など
  - ・中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」  
(製造業その他：従業員20人以下、商業サービス業：5人以下)
- ※アンテナショップの催事出展について、国・県・市町村、独立行政法人から補助を受けている又は受ける予定がある場合は、対象外。  
※従業員等を鳥取県内から派遣する場合があります。

## 交付額

アンテナショップへの出展日数及び従事者数、チャレンジ商品認定の有無により、表の額を助成します。

催事日数	1日間	2日間	3日間	4日間以上
通常	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円
チャレンジ	37,500円	50,000円	62,500円	75,000円

※助成は1事業者年2回まで等の条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

## 留意事項

- ・鳥取県内の小規模事業者が、アンテナショップにて、自ら生産製造した商品や地域の特産品の情報発信・小売りを行い、首都圏での販路拡大や商品開発に寄与することを目指していただくものです。
- ・アンテナショップで催事出展を行うことが前提の補助金です。アンテナショップの催事出展スペースの空き状況は、アンテナショップ駐在担当へご確認ください。

制度の申込み  
お問い合わせ

〒105-0004  
東京都港区新橋1-11-7 新橋センタープレイス2階  
鳥取県東京本部（アンテナショップ駐在担当）  
TEL:03-3571-0092 FAX:03-6274-6135  
Email:info@torioka.com

# 催事出展支援金 申請のご案内

事前に交付要綱・実施要領をご確認ください

## 1 アンテナショップへの出展が前提の補助金です。

アンテナショップへの出展については、鳥取県東京本部（アンテナショップ 駐在担当・とっとり・おかやま新橋館）までお問合せ下さい。

## 2 アンテナショップへ出展後、申請が可能です。

対象者は以下のとおりです。

【対象者】 県内に事業活動の拠点を有する小規模事業者

① 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者

② 概ね常時使用する従業員の数が20人以下の食品製造事業者、生産加工グループ、民芸事業者

③ 概ね常時使用する従業員の数が20人以下の②と同様の事業を営む特定非営利活動法人などの事業者若しくは個人事業主

【留意事項】 ・ 1事業者につき年間2回までの申請が可能です。

・ 国、他の自治体、独立行政法人から出展のための助成を受けている(予定含む)場合は、対象外です。

## 3 催事出展日数、出展に従事した者、チャレンジ商品認定の有無により補助額を算定します。

(例1) 3日間の催事に2人が従事のケース⇒@40,000×2=80,000円

(例2) チャレンジ認定ありで、3日間の催事に2人が従事のケース  
⇒@40,000×1+@62,500×1=102,500円

【基準額】

催事日数	1日間	2日間	3日間	4日間以上
通常	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円
チャレンジ	37,500円	50,000円	62,500円	75,000円

【留意事項】 ・ 1事業者につき、従業員2名分までの算定が可能です。従業員が交代した場合は日数を通算します。

・ 算定対象となる従業員等は、正社員、パートタイマー労働者、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者だけでなく、会社役員、個人事業主、家内労働従事者を含み、出展に従事させるために鳥取県内から派遣した者に限ります。

・ 申請の際は、鳥取県内発の旅費に係る領収書等の写しを提出してください。領収書は催事4日前以降の日付のものをご用意ください。(1/5の催事なら、1/1付以降のもの)

・ チャレンジ区分単価は、鳥取県販路拡大・輸出促進課の「チャレンジ商品認定制度」の認定を受けた商品を販売する催事を行う場合に限り、うち従業員1名分について適用が可能です。

## 4 要綱等の規程類、申請書および添付書類は以下URLからダウンロードをしてください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/saijibosyuu/>

(鳥取県販路拡大・輸出促進課)